

平成26年2月定例会 環境対策特別委員会（付託）

平成26年3月6日（木）

〔委員会の概要〕

児島委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時35分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 追加提出案件について（資料①）

福井県民環境部長

今議会に追加提出をいたしております案件につきまして、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料（その3）によりまして、私からは、一般会計の総括及び県民環境部関係について御説明申し上げ、その後、順次、所管副部長並びに副教育長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

説明資料の1ページをお開きください。まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。平成25年度一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目の欄に記載のとおり、8億9,233万7,000円の減額をお願いしております。補正後の予算総額は、46億5,499万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

このうち県民環境部の補正総額は、同表の上から2段目の左から3列目の欄に記載のとおり、4億1,558万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、24億4,612万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、環境首都課関係でございます。環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費におきましては、事業費や貸付金の所要額の確定に伴う減などにより、2億2,962万9,000円の減額をお願いしております。環境首都課合計では、2億3,625万4,000円の減額となり、補正後の予算額は、20億525万円となっております。

次に、環境整備課関係でございます。環境衛生指導費の摘要欄①廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、貸付額の確定などにより、1億1,110万1,000円の減額をお願いしております。環境整備課合計では、1億2,846万8,000円の減額をお願いし、補正後予算額は、2億2,581万5,000円となっております。

続きまして、環境管理課関係でございます。公害対策費の摘要欄②一般公害対策費における貸付額や事業の所要額の確定等に伴う、3,582万3,000円の減額等により、合計で

5,086万3,000円の減額をお願いし、補正後予算額は、2億1,505万6,000円となっております。

続きまして9ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。環境首都課所管の一般環境対策費では、メガソーラー等の整備や防災拠点への自然エネルギー導入に対する補助等に要する経費として、6億2,834万3,000円を繰り越すこととしております。これらの事業につきましては、補助対象者等の諸事情による事業施行の遅れなど、計画に関する諸条件により、年度内の完成が困難となったもので、繰越しの御承認をお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

今議会に追加提出いたしております案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

林農林水産部副部長

続きまして、農林水産部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の説明資料（その3）の1ページをお開きください。平成25年度一般会計補正予算案でございますが、農林水産部といたしましては、上から2段目の補正額の欄に記載のとおり、4億4,412万9,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、17億9,548万1,000円となっております。なお、補正額の財源内訳につきましては、内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。農林水産部の主要事項について、御説明申し上げます。畜産課関係でございますが、畜産振興費につきまして、国庫補助事業費の確定などにより、898万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、農林水産技術統括本部関係でございますが、目欄3段目の園芸振興費につきまして、国庫補助事業費の確定などによる105万円の減額など、農林水産技術統括本部合計で、138万2,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、農村振興課関係でございますが、農業総務費につきまして、国庫補助事業費の確定などによる2,528万6,000円の減額など、農村振興課合計で、4,178万6,000円の減額をお願いするものでございます。

5ページを御覧ください。林業戦略課関係でございますが、目欄3段目の造林費につきまして、摘要欄①の森林環境保全整備事業費などにおいて、国庫補助事業費の確定などによる3億8,862万5,000円の減額など、林業戦略課合計で、3億9,896万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、森林整備課関係でございますが、治山費につきまして、摘要欄①の治山事業費などにおいて、国庫補助事業費の確定などにより、698万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。繰越明許費についてでございますが、追加といたしまして、11月補正分及び2月補正の先議分において、既に御承認いただきました事業以外の事業につきまして、繰越しをお願いするものでございます。森林整備課の事業につきまして、追加分に係る翌年度繰越予定額は、上から3段目に記載のと

おり1億7,087万3,000円となっております。

次に、繰越明許費の変更分でございますが、10ページ下段に記載のとおり、11月補正で御承認いただいた林業戦略課の事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更をお願いするものでございまして、変更後の翌年度繰越予定額は、最下段補正後欄に記載のとおり、8億2,281万2,000円となっております。

繰越しをお願いする事業につきましては、計画に関する諸条件などから、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後、できる限り、事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、農林水産部関係の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

田尾県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料（その3）の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。県土整備部関係では、表の下から3段目に記載してありますとおり、3,150万7,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、4億466万6,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。特別会計でございますが、流域下水道事業特別会計におきまして、474万1,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、7億2,194万6,000円となっております。

続きまして、6ページをお開きください。補正予算に係る県土整備部の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

まず、住宅課におきましては、建築指導費の摘要欄①建築基準法等施行費につきまして、民間建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査等に係る補助金の申請がなかったことに伴いまして、120万円全額の減額をお願いしております。

水・環境課におきましては、環境衛生指導費の摘要欄①廃棄物処理施設管理指導費などの事業費の決定に伴い、合計3,030万7,000円の減額をお願いしております。

7ページを御覧ください。流域下水道事業特別会計についてでございます。摘要欄①旧吉野川流域下水道建設事業費などの決定に伴い、合計で、474万1,000円の減額をお願いしております。

続きまして、11ページをお開きください。繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成26年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。

一般会計におきましては、翌年度繰越予定額といたしまして、河川振興課の総合流域防災事業費で2,011万5,000円、水・環境課の廃棄物処理施設管理指導費で660万円となっております。

また、流域下水道事業特別会計におきましては、先議で御承認いただきました事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載しており、変更分を反映した補正後の額は、1億3,579万5,000円となっております。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件によりまして、年度内の完成が見込

めないことから、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございまして、事業効果の早期発現が図られますよう、今後ともできる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、12ページをお開きください。債務負担行為についてでございます。旧吉野川流域下水道の管理運営につきましては、平成25年度から27年度までの間、指定管理者に行わせることとしてしておりますが、消費税率の引上げに伴い、必要となる指定管理料につきまして、追加分として、表に記載の額を限度とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

県土整備部関係の提出案件の説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。なお、報告事項についてはございません。

小原副教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料（その3）の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表の下から2段目でございますように、教育委員会関係では、111万6,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、872万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。教育委員会の主要事項でございます。学校政策課でございますが、教育指導費の摘要欄①学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定により、111万6,000円の減額をお願いいたしております。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

児島委員長

以上で説明は終わりました。

それでは、質疑に入らせていただきます。質疑をどうぞ。

川端委員

おはようございます。それでは、自然エネルギーに関する質問をしたいと思います。

我が県は、基幹産業が農林水産ということで、農地や海に囲まれており、山にも恵まれ、そして日照時間も長いことから、自然エネルギーの宝庫という状況であります。徳島県にとっては、この自然エネルギーをどういうふうにものにするかということが大きな課題ではないかと思っております。

今、私の手元に、自然エネルギーに関する委員会とかプロジェクトチームを設置するための要綱が2枚ありまして、一つは自然エネルギー立県とくしま推進委員会設置要綱で、これは平成23年に最初の要綱ができ、平成24年の3月にスタートしたというものです。もう1枚の要綱は、徳島県自然エネルギー、ここまで同じ名前なんですけど、戦略プロジェクトチーム設置要綱ということで、まず先にできたほうの立県とくしま推進委員会という設置要綱と、それから平成26年、今年の1月にできた戦略プロジェクトチーム設置要綱と、この2種類あるわけなんですね。

このように、自然エネルギーに対するいろんな戦略を練っているということですが、こういった設置要綱でできた組織をどのように構成して、そしてどのようなことを今後やっていこうとしているのかということをお聞きしたいと思います。まず、今年1月に作ったほうの新しい自然エネルギー戦略プロジェクトチームについて、目的、それからどういうふうなメンバーで構成しているのかをお尋ねします。

上岡自然エネルギー推進担当室長

ただ今、委員から、この1月に立ち上げました自然エネルギー戦略プロジェクトチームについての御質問がございました。これの目的とかメンバーということですが、まず平成24年に作りました推進戦略や、全国のトップクラスの補助制度によりまして、本県ではメガソーラー等の設置が非常に進み、太陽光エネルギーの利用につきまして、大幅な進捗が見られているんですが、太陽光以外の自然エネルギーについては、今後更に促進する必要があると考えてございます。

そこで、先ほど委員もおっしゃいました本県の高い自然エネルギーのポテンシャル、これを生かしまして、太陽光に続く新たな自然エネルギー導入の方向性とか、自然エネルギーを地域活性につなげていくための方策など、その結果、エネルギーの地産地消を進めていくという目的で、県内外の産学民官の幅広い分野の専門の方とか、団体の代表者とか、行政も含めまして参画いただき、意見交換や課題検討等を行う、いわば本県の自然エネルギー推進のシンクタンクとなる位置付けのチームが戦略プロジェクトチームでございます。委員につきましては、発電等事業者が5名、それから学術関係、農林水産団体、消費者団体等の有識者が9名及び国、県からの農業関係者が6名と合計20名で構成しておりまして、産学民官の連携によります幅広い御意見を頂いているところでございます。以上です。

川端委員

平成24年3月にできたほうは、立県とくしま推進戦略であって、県内の自然エネルギーに関する様々な調査をしたり、今後の大きなグランド戦略みたいなものを作るほうだと。それで、今年できたほうは、戦略プロジェクトチームということで、具体的な、例えばソーラーパネルをどういうふうに設置していくかとか、新しい潮流発電とか、海洋型の風力発電とか、いろんなことを具体的に形にしていくという位置付けでいいんでしょうかね。

こういった自然エネルギーを使った最先端の動きは、恐らく徳島だけじゃなくて、全国各都道府県で自然エネルギーに対するいろんな施策を展開し、県の発展につなげていこうとしているんですけども、徳島県は何ととっても自然エネルギーの宝庫ですから、ぜひこういった先端の動きに遅れることのないように、このプロジェクトチームでしっかりやっていていただきたいと思うわけでありまして。

そうしたときに、このプロジェクトチームで、今徳島の特色をどのように捉えて、そしてそれを戦略の中でどういうふうに生かしていこうとしているのか、徳島県の様々な自然エネルギーのいわゆる有意性をどのように戦略に反映していこうとしているのか、できましたら、何かこれからの徳島県の自然エネルギーに対する狙い目はここだという辺りまで、具体的なものがあつたら、教えていただきたいと思っております。

上岡自然エネルギー推進担当室長

ただいま、委員のほうから、戦略プロジェクトチームの討議の中身や、今後の方向性等について御質問がございました。立上げが1月28日ということで、ちょっとタイトなスケジュールになっているんですが、まず会議につきましては、1月28日に第1回目を開催し、その後第2回目を2月25日に開いております。エネルギーの地産地消と、自然エネルギーによる地域活性化を全体のコンセプトとして検討してまいりました。

まず、委員もおっしゃったように、県内の豊富な自然エネルギーのポテンシャルの存在を皆さんで再確認した上で、太陽光に続く次の自然エネルギーというテーマにつきましては、洋上風力や潮流などの海洋自然エネルギーとか、小水力、バイオマスなどの可能性などについて、御意見を頂いているところです。そのほかにも、委員から活発な意見が出ておまして、ちょっと御説明していきますと、海洋自然エネルギーに関しましては、現在、国のほうの調達価格等算定委員会で、来年度の固定価格買取制度のことを検討しているんですけれども、その中で、洋上風力という新たな区分等価格の検討がされておりますので、好機が訪れるのではないかというふうなこと。それから、海域を利用する際には、やはり漁業者の方との関係が出てきますので、例えば着床式の洋上風力の基礎部分は新たな魚礁になると言われておまして、自然エネルギーを導入するということと、あと漁業振興につながるという、共にウイン・ウインの関係になること、こういう協調型の関係が望ましいという御意見がございました。

それから、小水力につきましては、県内でも小水力発電施設の設置は少しずつ広がってきているんですけど、適地も山間地でございますので、今後も促進すべきカテゴリーであろうという意見ですが、ただし一方は山間という立地条件が多く、送電コスト等を鑑みますと、売電というよりもその地域で電力を利用する地産地消の取組が有効ではないかという御意見がありました。

それから、木質バイオマスにつきましては、県のほうでは生産材合板工場MDF工場と合わせまして、根元からこずえまで余すことなく利用され、他県に比べて木材としての利用率は高いと聞いております。一方、その未利用資源として、例えば徳島の竹などを利用して、発電とボイラー等で電気と熱源にも利用する手法が有効でないかというふうな意見も委員から出ております。

また、別の角度の意見になるんですが、今後自然エネルギーを地域に導入し、効率的に利用するためには、やはり自然エネルギーは照っているときには太陽発電が出るとか、風が吹いているときは風力発電とかございますので、蓄電池を様々な場面で活用することがより重要でないかと。そういうときに、本県の強みでありますリチウムイオン蓄電池を生かしまして、知恵と工夫につながる取組が有効でないかと。

また、県内外の専門家の方も来てもらっていますので、先進事例とか、新技術の積極的な情報収集と、その中から本県に取り組むものを選択してはどうかという御意見もございました。

このように、プロジェクトチームでは、本県の特徴を捉えた有意義で具体的な議論が盛んに行われておまして、今後の導入促進という施策にどのように取り組んでいくのかということについて、得られた意見を年度内、次回には一旦中間取りまとめにしまして、県民の皆様にもお示ししていきたいと考えております。以上でございます。

川端委員

今の答弁で少しイメージが湧いてきました。徳島県内を見渡すと海に囲まれた部分があり、海洋型の風力発電等は大容量のエネルギーが得られるということですがけれども、例えば山での小水力の需要については、地産地消といった小さなエネルギーを地域の産業に反映させていくという考えのようですね。畑ではハウスの上にパネルを張って、そこで電力を使った、あれも大容量ではないものですから地産地消の考え方ですね。そういうように、県民に分かりやすい自然エネルギーの開発や利用の仕方、これをもっと発信していったらいいのではないかと思います。

大容量の海洋型の風力、若しくは鳴門海峡のような潮流を利用した海流による発電、潮流発電も、恐らく数年の間には技術も発達するんでしょうが、何といたっても漁業権とバッティングするようなどころが出てくると思うんです。今の話だと、そういった漁業者に対する配慮といいますか、漁業も燃油の高騰で船が大変高いものにつくとか、いろんな課題を抱えていますから、ぜひウイン・ウインの関係で。そんな話も出ましたけれども、漁を営む方との共生がうまく図れるように、こういったプロジェクトチームでぜひ検討していただきたいと思います。

今の潮流発電について、鳴門海峡は全国でも上から1番か2番の可能性を抱えた所だという話も、この前講師を迎えて講演会をした時にありましたね。この件については、何か少し進展があるわけですか。調査をするという話がちょっと出ておりましたね。その後どのようになっておりますか。

上岡自然エネルギー推進担当室長

ただいま委員から、潮流発電の御質問があったんですが、今年度企業局のほうで潮流発電に関する基礎的な調査事業を実施しておりますので、その結果につきまして、また情報をいただいて、戦略プロジェクトチームでも活用して、討議の内容にしていきたいと考えております。以上です。

川端委員

なかなか難しい問題が出てきますね。潮流発電に一番いい所というのは、たいやワカメの宝庫でもありますね。ですから、漁業者の方の理解なしにはなかなか進まないと思いますから、そのあたりはぜひ慎重に、御理解を得ながら調査し、またデータを解析していただきたいと思います。

私の質問は、設置要綱というものが二つあって、24年にスタートしたものと、今年の1月にスタートしたもので、これらがどのようにこれから県の発展に、県の方向性を創っていくのかという、そのあたりについて質問をさせていただきましたが、どうかこれまでいろいろ取り組んでおられますけれども、引き続いてこの二つの組織については、しっかりと議論を高めていただいて、今後の徳島県の自然エネルギーの拠点といいますか、知の拠点となるように頑張っていただきたいと要望して終わります。

庄野委員

事前の委員会でも少し申し上げたんですが、PM2.5の対策をまた更にお聞きし

たいと思います。代表質問においても臼木議員がPM2.5の対策についてお聞きしたところ、観測地点を増やしていく、それから移動の観測車を走らせるということも言われました。

本当に敬意を表するところでございますけれども、先日、全国的にPM2.5の濃度が非常に高くなって、これから黄砂の時期になると、ますます高濃度が予測されるわけなんです。私は県民に濃度の状況をお知らせする、このことをきちんと知らせて、ちゃんと住民が外出の自粛とか、そういう対策をとられることを更に深くやらないかん時期にきているんじゃないかなと思います。ちょうど今日の徳島新聞の社説で、PM2.5の観測強化を対策に生かすということで、県内の観測地点も増えて、かなりきめ細やかな濃度測定ができるようになったことは非常にいいんだけど、やっぱり住民に外出自粛などの注意をしっかりと伝えるために、きめ細やかで分かりやすい情報提供に工夫を凝らす必要があるだろうと指摘をされておりまして、私もそう思います。そういう意味で、現時点での観測の体制と、その観測した結果をどのように県民に伝えて注意喚起を促していくのか、そこらをまずお聞きしたいなというふうに思います。

山崎環境管理課長

PM2.5に関する御質問でございますが、現時点での観測体制につきましては、委員おっしゃっていただきましたように、5局体制を10局体制にすることを今進めておるところであります。具体的に申しますと、既設の局としまして徳島、那賀川、脇町、由岐、池田の5局がございます。それをすぐそこなんですけど、今年度末までに更に5局増やすということで、鳴門、北島、鷺敷、吉野川、神山の5局を増やしまして、全てで10局体制ということ計画して着々と進んでおります。この10局体制が整いましたそのデータにつきましては、リアルタイムで県のホームページに。それから、全国的な状況を見るサイトがございまして、環境省のそらまめ君というのがございます。そちらのほうにも情報提供することによって、全国状況と徳島県の状況を合わせて一般的に御覧いただけることとなります。

それからもう1点、移動測定車につきましては今回予算計上させていただいておりまして、来年度早々に、新しい車の仕様を策定しまして、その後発注ということで、年度明けすぐというわけにはいきませんが、来年度中には移動測定車が整備されることになっております。移動測定車につきましては、先ほど申しました10局、それを補完するという意味合いと、道路縁での自動車排ガスも測定する必要がありますので、その辺の調査に使っていこうと考えております。それが、現時点での観測体制でございます。

もう1点、どのようにそういう情報を県民の方々にお伝えしていくかということについてですが、いろいろ委員会で御指摘いただいておりますのは、早く、正しく、分かりやすくというお話を頂いておりまして、本来でしたら注意喚起の基準というのは、朝の3時間で85とか、5時から12時で80とか、国が定めた注意喚起の基準というのがございますけれども、それ以前にそれに達しそうな状況があれば、まずは資料提供して。いきなり注意喚起の基準になってから対応するよりも、早い段階で対策をとっていただいたほうがいいかなという配慮から、そういうふうにしていただこうと考えておりまして、先日の高濃度の時もそういうふうな対応をさせていただきました。25日、26日と高かったんですが、その際25日の状況を見ておりまして、注意喚起の基準には至ってはおりませんでしたけれど

も、夕方の6時の時点で資料提供させていただきまして、各報道機関のほうからそういう報道がされましたことによって、早い段階で県民に周知できたと考えております。

それから、庄野委員に前回御指摘いただきましたように、報道機関にもっとお願いして、県民に分かりやすい情報を伝えたらどうかというお話がありましたので、まずは地元の報道機関のほうにお願いしております。それで前向きなお答えを頂いておりますので、今後につきましてはどういうふうに紙面に掲載するとか報道していただくとかいうことを練っていきたいと思います。以上でございます。

庄野委員

ありがとうございました。環境の状況を測定する体制も大分整ってくるでしょうし、またリアルタイムで、そういう数値も県のホームページ、それから環境省のホームページとかでも全国的な状況も分かるというようなことで、それからあと地元の放送局のほうにも、情報の報道をお願いしていただいているということで、少し安心はいたしました。

今、NHKのテレビでデータ放送を押しますと、PM2.5情報というのが出て、中国大陸から日本のエリアがずっと映されておまして、最近ではもう中国のほうは真っ赤とか、すごいなあというふうな気がしておまして、今日の徳島新聞の社説でも、かなりその北京の汚染状況なんかだったら既に人類の居住に適さないレベルだということが指摘されたり、住民の健康被害が相次いでおったり、呼吸器系の疾患を訴える患者が殺到しているということで、中国当局にもそうした環境対策を求めたいというふうな指摘があるんですけども、やっぱり国から排出源について削減を求めることも言っていただく必要がありますし、またそうとはいえ自分らで自分らの命を守るといいますか、そういう対策もとっていかないとだめでありますので、やっぱり高い濃度が出そうなときには、的確に報道していただいて。それで対策として、やっぱり学校のほうにも前にも言いましたけれども、あんまり高濃度のときは外出というか、外で運動しないとか、それからあとマスクを着用するとか、そういうことも、もう少し丁寧に注意喚起といいますか、丁寧に対策を求めますよと、あんまり高濃度が予測されるときには、そういう対策を自らとってくださいというふうなことを、これ多分ホームページとかで申し上げとんですかね。そういうこともすべきかなあと思って、あえて私もこういう委員会で発言しとんですけれども、そうした県民に対する取組みたいなものを、マスクの着用も含めた取組の、さらに注意喚起みたいなのを言う必要が、県の環境局、それから教育委員会とかも、子供さんの健康被害なんかもあれば非常に困りますので、そこらのことを少し今後の方針みたいなのを、県のほうと教育委員会のほうにお聞きしたいと思います。

山崎環境管理課長

PM2.5が高濃度に観測された際の対応ということで御質問ですけれども、その際の対応というのは注意喚起の指針が定められました際に、環境省が併せてQ&Aを定めておまして、まず一つは可能な限り、不要不急の外出を減らす、屋外での長時間の激しい運動を減らす、それから、窓の換気とか開閉をできるだけ少なくして、そういうふうなことが示されております。これにつきましては、資料提供、注意喚起する際に併せて必ずお伝えするようにしております。あとマスクとか、空気清浄器につきましても、ある規格を満た

すものについては有効であるということで、それも併せて県民の方に資料提供なり注意喚起する際にはお伝えすることとしております。以上でございます。

前田学校政策課長

教育委員会の取組でございますけれども、今注意喚起上の内容について答弁があったとおりでございますが、これにつきましては特に、幼児、児童、生徒は子供で小さいものですから、少しの濃度でも重篤なことに発展しかねないというおそれがあるわけでございます。したがって、注意喚起の内容に加えまして、学校のほうでは低い濃度でも健康影響が生じる可能性が否定できないことから、普段から健康管理を心掛けるとともに、体調の変化に留意し、慎重に対応することについても、合わせて2月26日に各市町村教育委員会と各県立学校長宛てにもお知らせをしております。

また11月議会で庄野委員から御指摘がございましたけれども、特にすだちくんメールの登録について、教職員について、1月に改めてすだちくんメールの登録を呼び掛けて、また2月26日にも再度すだちくんメールの登録について呼び掛けておりますので、児童生徒の健康被害については、きちんと対応していく必要があると思っておりますし、その認識に立って今後とも指導に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

よろしくお願いたします。この間25日、26日に、もやというか、すごく出ていましたので、ああいうふうなときに多分そうだったんだろうなという気がいたしますけれども、更なる取組をお願いしておきます。

それと、議会のほうの、いけるよ！とくしま・行動計画の議会の勉強会とか、それから審議の時に申し上げたんですけれども、ウミガメ、アカウミガメのこれは主に美波町の日和佐の大浜海岸で、ウミガメの上陸数の減少についての懸念等々がございまして、平成25年11月26日にアカウミガメの上陸数回復に向けた意見交換会、美波町において、アメリカフロリダ州立魚類野生生物研究所のウェザリントン博士から、ウミガメは街灯とか人工的な明かりというのが上陸数の減少に影響しているんじゃないかということが言われまして、その対策を求めてきたところでございます。アカウミガメと言いましたら、やっぱり本県に本当に自然に上陸するというか、全国でも数の少ない希少な上陸場所でございますが、このアカウミガメをこれからも守っていくという自然の保持、それから野生生物の保全等々を行って、徳島県の重要ないわば観光資源ではないですけども、重要な野生生物だろうと私は思っております。

そういう意味で、その人工的な明かりの減少対策みたいなものを求めてきたわけでありましてけれども、対応策、また今後どうしていくというふうなことがございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

市原環境首都課長

大浜海岸でのウミガメの上陸が減少してきておると。それに対する街灯等の明かり対策についての御質問でございます。まず上陸の状況でございますけれども、大浜海岸での上陸につきましては、隣にありますうみがめ博物館カレッタのほうで毎年調査を頂いており

ます。それで最近なんですけれども、平成22年が53回、それから平成23年が16回、平成24年が19回、平成25年が今現在35回という数字でございますけれども、平成の当初には百頭、二百頭、百回、二百回上がってきたことなども考えますと、減少傾向にございます。同じような傾向につきましては、四国、紀伊半島でも同様に減少傾向にあるように聞いております。委員おっしゃいますように、昨年11月に意見交換会をした際に、アメリカの博士のほうから街灯等の明かりが影響しているのではないかという指摘を頂いております。

ウミガメの上陸頭数、ウミガメの保護につきましては、従来より地元の美波町のほうで、毎年5月から8月までの間、大浜海岸の夜間におけます人の立ち入り禁止でありますとか、海岸線での車両の通行禁止などのウミガメ保護規制も行っていただいておりますが、11月の指摘等々も踏まえまして、先月私どものほうの呼びかけで、南部総合県民局、美波町、それからうみがめ博物館カレッタなどの関係者が集まりまして、今後の対策について協議をいたしました。

それで、その結果、海岸沿線の県道にあります道路照明、これにつきましては、海側に光が漏れないように、今水銀灯が付いておるんですけれども、これにカバーを付けようということにしております。カバーをした上で、次の球切れ交換の際に、もう少し光の弱いナトリウム灯のほうに順次交換をしていきたいというふうに考えてございます。また県道沿線のガードレールでございますけれども、車が通行する際に、どうしてもカーブの部分では海側のほうに光が漏れてしまうということもございますので、ガードレールにつきましても、通行車両のヘッドライトが漏れないように新たに遮光板を設置、若しくは今付けている所につきましてはその長さを延長するなど、できるだけ光が漏れないような整備をいたしたいということにしております。

また地元の美波町のほうにおかれましても、町のポンプ場が近くでございますけれども、そのポンプ場の照明につきましても、LEDへの取替えと、角度の調整により海側への光をできるだけ抑えたいと。それから、ウミガメ保護規制中、5月20日から8月20日になるんですけれども、この時期につきまして、町が行っておりますテニスコート、これについては夜間の使用をできるだけ抑えていただくような呼び掛けをしていただくということなどについても、町のほうで検討を頂くということで、対策を講じたいということでございます。また今後引き続き、関係部局、それから関係機関とも連携をいたしまして、またウミガメの保護につきましては、県それから地元町の他、やっぱり地元の住民の方々の御協力と御理解がどうしても必要になってございますので、地元の方々にも十分説明をいたしまして、協力を呼び掛けながら対策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

庄野委員

本当にそういう指摘を受けて、早急な対策が、会議がとられて、いろんな対策が講じられていくということで安心しましたし、また迅速な対応に感謝をいたしているところがあります。やっぱり、ウミガメが来る町というのは、全国的にもそんなに多くありません。本当に昔から、蒲生田岬もそうありますけれども、そうした自然の野生生物と触れ合っている中で、子供たちがいろんな形で、そういう教育と言いますか、そういう面で育っている部分もございまして、やっぱりそういう対策がとられて、またそのウミガメの

産卵を一つの国民宿舎があるんですけれども、その宿泊客にウミガメ上陸、これも産卵の障害にならないような形で見せたりですね、そういうふうなことが過去には行われておりましたし、重要な観光の資源にもなり得ますので、そうした対策を今後とも、町とか、地元の方々の御協力で、継続的にウミガメが産卵できるような対策環境を整えていくというようなことを、今後ともお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それと、最後に徳島県環境基本計画というのが昨年12月にできまして、本当にいろんな重要な県の環境施策のことが書かれております。その中で、一つだけちょっとお聞きします。目標の5で、南海トラフ巨大地震を迎え撃つということで、環境対策を強化ということがございます。ここでは、防災拠点施設や避難所等への太陽光パネルや蓄電池など、自然エネルギー関連設備の計画的な整備、そして2点目に電気自動車やプラグインハイブリッド車など、次世代自動車の普及による災害時の応援体制の強化というふうなことがございますけれども、電気を太陽光パネルで作って、蓄電池をして、電気自動車に供給できる施設が徳島保健所の横でしたかにあるんですけれども、どんな形で、その電気自動車やプラグインハイブリッド車などの普及を県下的に図っていかうとしているのか。またそういう電気自動車に電気を注入する、その機器の整備は何年頃に、どんな所に配置するのかというふうな計画までは、これはないんですか。目標にかなり書かれていますので、ちょっと状況を聞かせてください。

市原環境首都課長

特に防災対策をする上でも、これからEV自動車等々の活用というのが、クローズアップされてくるものと考えてございます。まず、県内での充電器の整備でございますけれども、現在国のほうで充電器を整備する際に、補助をする制度がございます。その制度の仕組みでございますけれども、県が定めます整備のビジョンに位置付けられた充電器については、補助率が上がるということになってございまして、本県におきましては、充電器の整備ビジョンを策定いたしまして、その中で各市町村の道路の状況でありますとか、人口でありますとか、そういった部分を配慮いたしまして、それぞれ整備の目安を作成いたしまして、全県下で百を超える整備目標だったと思います。すみません。ちょっと詳細なところまであれなんですけれども。

それで、委員おっしゃいますように、防災のときにEVを非常に活用いたしまして、太陽光等で発電した電力を電気自動車のほうに充電をいたしまして、避難所でありますとか、防災拠点のほうへ供給をするというふうなことも十分考えていかなくてはいけないと考えておまして、1点は企業局のほうで小松島で今太陽光事業をやっていただいておりますけれども、その発電を活用いたしまして、電気自動車にそれを充電をして防災に生かすというふうな実証実験を行っていただいているところでございます。

また2点目は、来年度の事業で当初予算でお願いをしているところでございますけれども、新しい充電器の形ということで、これまでは発電のほうから自動車のほうへ供給する、一方向の充電スタイルでございましたけれども、双方向に充電、電気の供給ができる充電器というのが開発されております。これを来年度県の庁舎のほうに整備をいたしまして、防災の際には、それで充電をした電気自動車をもって避難所等へ供給をするようなことができないか、そういったことについても実証実験をしたいというふうに考えてございます。

そういった実験の結果を踏まえまして、さらに県下全域にそういった防災を見据えた電気自動車の活用というのが広がるように努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

庄野委員

今まだ、なかなか電気自動車が、県もそうでありますし、民間、一般の方もなかなか導入というのは少ないんじゃないかという気がいたしておりますが、ハイブリッド車は随分走っておりますけれども、今後県の例えば公用車なんかも、そういう電気自動車に徐々にハイブリッド車から置き替わっていくという理解でよろしいですか。

市原環境首都課長

先ほど申しました来年度の予算の中で、充電器の整備と合わせまして、電気自動車を1台でございますけれども、購入する予定でございます。公用車につきましては、いろんな公用車の利用の仕方がございますので、荷物をかなり乗せるような用途でありますとか、山岳地帯に行かなくてはいけないような用途でありますとか、そういったそれぞれの用途がございますけれども、私どものほうといたしましては、できるだけそういう中で環境に優しい電気自動車も含めまして、自動車が普及するように関係部局のほうと連携を深めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

中山委員

まず1点目は、その3の資料の中で、先ほど田尾副部長のほうから説明がありました6ページのアスベスト、住宅課で120万円の減額ということで、これはアスベストの調査費がなかったというふうなことを説明をされたと思います。私が記憶しているのは平成18年頃だったと思いますが、私も一応アスベスト作業従事者特別教育というのを受けまして、それを受けた者以外はアスベストの工事をしてはいけないということを定めて、そういう教育活動を普及されていたと思いますが、その当時アスベスト、アスベストと言って、囲込みとか撤去うんぬんということで、県のほうもいろんな制度を創ってやられたと思います。今もう全てのアスベストが囲込み、または撤去されてそんなに調査費が必要ないぐらいになったのでしょうか。

松井住宅課長

建築物におけるアスベストの対策状況でございますけれども、事前委員会の時にも御答弁をさせていただきましたけれども、1,000平方メートル以上の建築物で、昭和30年から平成元年に着工された建築物について、当該建築物の所有者に対して調査を行っております。その結果1,757棟が調査対象でございましたけれども、そのうち39棟で吹付けアスベストが使用されているということが分かりまして、それに対して指導を行い、現在のところ39棟のうち30棟につきまして、対策が進んでいるという状況でございます。

中山委員

今、松井課長のほうから答弁をいただきましたが、1,000平方メートル以上とおっしゃ

いましたね。この120万円の補助対象というのは、大規模建築だけになるんでしょうか。

松井住宅課長

本事業の対象は、1,000平方メートル未満の物も対象になります。

中山委員

そしたら、昭和30年から平成元年の間に、民間住宅にもひょっとしたらアスベスト含有ということもあり得るんでしょうか。

松井住宅課長

1,000平方メートル未満の建築物においても、アスベストを含む建築材料が使用されているケースというのはあると思います。

中山委員

そしたら、それを知らずに解体してしまうということも、ひょっとしたらありますよね。その辺のところも、やはり住宅には例えばスレート等瓦とか、そういうふうな古い建物、住宅の建築部位建材にはアスベストが含まれている可能性があるということも、やはりもっともって教えてあげるべきじゃないかなと思うんですよ。でないと、一般の方は解体業者はまだしも、一般の住宅所有者の方は、それすら知らなくて、もうぼんと解体してしまって、それが飛散して、健康に悪影響を及ぼすというときもあると思うので、その辺の周知活動をもっと徹底的にどンドンどンドン、何か今PM2.5ばかりの課題になってしまっているんで、やっぱり継続して注意勧告をしていっていただきたいと要望しておきます。それで、ぜひお願いします。

それと、課長にもう1点要望がありまして、解体の話になりまして、今までの建築というのはスクラップアンドビルドということで、壊しては建て、壊しては建てで、高度成長期にはそれでいけたのかもしれませんが。これだけ環境破壊が叫ばれている今、世の中において、我が国の全CO₂排出量の約40パーセントは建設業が出しているとされているんですね。その中でも、やはり解体におけるCO₂の排出量が大部分を占めているんじゃないかなと思います。そこで、課長御存じだと思いますが、ライフサイクルカーボンマイナス建築というのがあります。これは住宅の長い寿命の中で、建設運用時、廃棄時のCO₂の削減に取り組んで、さらに太陽光発電などの再生可能エネルギー創出により住宅建設時のCO₂排出量も含めて、生涯でのCO₂収支をマイナスにする住宅のことをいいます。

今、長期優良住宅に対する助成制度というのも国のほうであると思いますが、国じゃなくてやっぱり県内の住宅に対して、もっともっと手厚い保護をして、長期優良住宅というか、こういうふうな環境に優しい住宅を建てる際に、やはりもっと補助金の充実等を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

松井住宅課長

委員よりお話のございましてとおり、長く使える住宅、良質な住宅を国内に普及するために、国のほうにおいて、税制でありますとか補助でありますとか、基準の面で、いろん

な支援制度が用意されているところです。委員より県でも独自に支援するような制度を創設するべきではないかという御意見でございますけれども、県の住宅政策として、いろんな政策目的がございます。耐震でありますとか、省エネでありますとか、バリアフリーでありますとか、長寿命化もその一つであると考えております。

県で支援する上で、その県の状況等を踏まえて、その場、その時、時期、その状況にふさわしい施策を講じていく必要がございます。まずは徳島県は南海トラフの巨大地震の発生が懸念されておりますから、耐震化を最重点に置きながら取り組んでいるところでございますけれども、耐震化に合わせて、省エネに資するような省エネ改修でありますとか、その他のリフォーム、長寿命化にするようなリフォームについても支援をさせていただいているところでございますので、今行っております施策を更に推進することによって、耐震化に加えて委員御指摘のような長く使えるような住宅の形成につながる支援を引き続き行っていきたいと考えております。

中山委員

先ほど申しましたように、アスベストもその時はもうアスベスト、アスベスト、今はPM2.5、2.5で、南海トラフ地震、耐震化、耐震化ばかりになっております。でも、この節の大雪による被害、また豪雨による被害、これはやっぱり地球環境の悪化によって、そういうふうな気候変動、気候がかなり変わってきていると思うんですよ。だから、今は皆さんの目が南海トラフ巨大地震のほうに向いているかもしれませんが、そういうことも同時進行でやっていくべきじゃないかなと思いますので、耐震化も当然必要であります。でも、同じように地球環境を守るためにも、そういう長期優良住宅、環境に優しい住宅に対する制度も、徳島県独自で進めていくべきじゃないかなと思いますので、これもぜひとも進めていただくよう要望をいたしておきます。

次に、先ほど来言われておる自然エネルギーの買取制度が、先ほどの部長の説明の中で、9ページの繰越金が6億2,800万円余りで、繰越理由が工事の遅れに要因するという説明があったと思いますが、この辺をもうちょっと詳しく。というのは、ちょっと前のニュースで見たんですけれども、全国買取制度で、国が、申請を出して認可した団体に対して、取消処分を行ったというニュースを聞いております。申請を出した、すぐにかかります。今は40円、38円でしたかね。38円で20年間買取りをしてくれるということで、特に大企業の、県内でも大企業が申請を出して、許可が下りたにもかかわらず、ひどいところは工事予定地も決まっていないのに申請を出しているようなところがあると思います。そういうことがあって、事業の遅れもあるのかなと思ったので、その辺のところはどうなんですか。

上岡自然エネルギー推進担当室長

今回繰越しをお願いしている中で、太陽光発電等の遅れということですのでけれども、ちょっと御説明させていただきます。平成24年度の7月に固定価格買取制度が始まりまして、24年度中には税抜きで40円で、現在税抜き36円という状況でございますが、平成24年度中に認定をかなり受けております。その施設が今年度、また大幅に建設が進んでいっているということがございます。

それともう一つは、東日本大震災のダメージを受けました東北地方ですけれども、東北地方のほうでの復興、こちらのほうも非常に本格化してきております。さらに消費税がこの4月から8パーセントに上がるということで、その駆け込み需要ということもありまして、太陽光パネルの生産とかは、先般の新聞記事でも3倍と出ていたんですが、認定された事業者の工事は更にもっと進んでいるというような状況で、パネルの調達とか、それから系統連系工事の遅れとかってというのが全国で起こっておりまして、本県も同様の影響を受けているところでございます。ただ、委員おっしゃいました悪徳事業者があるんでないかというお話ですが、県の補助とか融資を受けております太陽光発電事業者につきましては、問題ある事業者はございません。以上です。

中山委員

そしたら、県の補助を受けた業者は、全て着工をして、例えば基礎工事もあるでしょうし、架台工事もあるでしょう。あとパネルの入荷待ちというふうな状況にあるということですかね。

上岡自然エネルギー推進担当室長

県の補助等を受けた事業者の状況でございますけれども、平成24年度末までに、補助申請があったのは10件でございます。それから融資制度を活用されたのは1件ございまして、これはもう全て稼働しております。さらに、今年度もまた現在9件の補助申請がありますが、補助の交付決定に際しましては、その設置場所とか資金計画、関係法令をクリアしているかどうか、それから今後のスケジュールなどにつきまして、書面とヒアリングで厳しくチェックしております。その結果、今後事業者のスケジュールどおり着工できるものと考えております。以上です。

中山委員

そしたら、土地もないのに申請だけするということはないわけですね。

上岡自然エネルギー推進担当室長

現在、県が把握しております施設であるとか、補助融資とかを使用している事業者についてはございません。以上です。

中山委員

なるべく計画どおりの工期で納まるように、厳しく、その辺のところを追跡調査をお願いしたいと思います。今聞いたところによりますと、昨年と今年で合わせて20件の県の補助を交付した事業があるということですかね。

上岡自然エネルギー推進担当室長

補助につきましては19件で、融資制度の活用が1件ございます。

中山委員

そしたら、その19件のうちの、県内業者、県外業者の割合というのはどうなっているんですか。

上岡自然エネルギー推進担当室長

補助制度につきましては、この9月補正で増額いただいた時以降、県内事業者に限っております。平成24年度の補助を受けた所になりますが、県外の事業者につきましては、まず本社が県外で、発電事業のみ行っている事業者は1事業者です。それから本社は県外ですけれども、その発電事業の開始前から県内で事業活動を行っている所が二つございます。以上です。

中山委員

そしたら16事業者は県内業者ということで認識してよろしいんですね。何が言いたいかと言いますと、ほかの本社が県外にある3社に関しましては、やはり事業収入というのは徳島県以外で落ちると思うんですね。徳島県の2億円でしたかね。年間2億円の税金を使って助成するというので、やはり県内の事業者、県内でその2億円を循環できるように、そしてその2億円が知事によく言う歳出から歳入をとということで、2億円が倍の4億円、10億円になって返ってくるように、そういうふうな扱い方をもっともっと検討していただきたいと思います。

プロジェクトチームのお話が先ほど出ましたけれども、熊本県とかもいろんなプロジェクトチームの中に、そういう審査をする機関も設けていただいて、本当にこれ県内の業者なのかとか、特にこれはパネルは難しいかもしれませんが、例えば基礎工事とか架台工事においては県内の業者を優先して、県内業者に発注するような仕組みづくりをしていただきたいなと思います。あわよくば、太陽光発電のパネルも、県内事業者、県内に本社を構える事業者から購入するように。やはり地域コミュニティですから、地域コミュニティがうまく回っていくような仕組みづくりを、プロジェクトチームの中にも、そんな審査チームというのを加えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

上岡自然エネルギー推進担当室長

まず、県の補助制度についてなんですが、平成24年度に創設した時点から、やはり県内への経済の波及効果等が必要ですので、まず補助の条件といたしまして、県内企業への工事優先発注であることとか、地元の雇用者数を1名以上確保とかいうことを条件付けております。それからさらに、先ほどちょっと説明させていただきましたが、もう9月以降は県内事業者に限るとまで言っております。それからこの補助事業者の審査につきましては、県内の関係する課で審査委員会を設けまして、審査していつている状況でございます。以上です。

中山委員

県内事業者に限るということだったと思います。先ほど申しましたように、まずは地域主体でお金を回す必要があるんですから、発注も県内の下請けに発注する、下請けもやっぱり県内業者に限るとかですね。雇用も、もうちょっと1人と言わず、もっともっと雇用

をしていただけるように、拡充していただきたいなど。先ほども申しましたように、県の予算を使うのですから、県内の業者が潤うようなシステムづくりをしていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それと最後に、先ほど前田課長のほうから説明がありましたように、PM2.5について、おとといもホームページで見させていただきました。1時間おきで測定記録が出ておりますよね。今、全学校に対して警告をするとおっしゃっていましたが、常にモニターを見ているのでしょうか。

前田学校政策課長

学校のほうでは、モニターを常に見ているわけではなくて、校長、教頭、管理職、それと主幹教諭といわれる教諭の中でも少し格の高い先生、この方々を中心に現在すだちくんメールの登録はほぼ済んでございますので、そこでその教諭も、普段体育の授業で外に出る場合もございますから、そういう情報が流れた場合には速やかに児童生徒等を、教員も招集して、適切な対応をとるということでございます。したがって、情報を知る手段としては、やはりすだちくんメールでございますとか、徳島県のホームページ、こういったものを学校のほうでは活用しているという状況でございます。

中山委員

すだちくんメールというのは、一定濃度、85でしたっけね。それを超えたときにメールが来るんですよね。すみません。ちょっとその辺もう一回教えてください。

山崎環境管理課長

すだちくんメールにつきましては、注意喚起の基準に達したときにメールをお送りするような……

（「85でしたか」と言う者あり）

はい。朝5、6、7時の平均値が85、それから朝の5時から12時までの平均値が80、それが基準になっています。

中山委員

そしたら、1日に2回の平均値で送るということですね。体育の授業というのがいつあるか、1時間おきにずっと授業のカリキュラムが組まれていると思うので、例えば朝いけたとしても、じゃあ11時の授業は3時限目になるのか、何時限目になるのか知りませんが、体育があるときにはひょっとしたら基準値を超える濃度のPM2.5が流出している可能性もあると思うんですよ。せっかく県が1時間おきに広報しているのですから、やはりどっかがまとめてそれを見て、基準値を超えそうで超えないという部分も恐らくこれから出てくるのではないかなと思うので、これだからどうかこうとかじゃなくて、やはり予防対策というのをする必要があるんじゃないかなと思うんです。

その1時間おきの情報開示というのを無駄にしないように。全ての学校で見る必要はないと思うんですよ。学校の県なら県の教育委員会の誰かが、それを常に1時間おきにチェックして、これちょっとやばいなと思ったら、事前に全学校に周知できるようなシステム

づくりというのが大事じゃないかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

前田学校政策課長

今委員から御提案があった、正にそのとおりかと思えます。既に、今体育の授業中で基準を超えたときには、既に屋外におるわけでございますので、1時間おきの取扱予防という観点から、各学校あるいはこの県の教育委員会で、どういう対策が可能か、少しお時間いただきまして検討させていただければと思えます。

中山委員

ぜひとも子供は本当に我々県民の宝ですから、健康に健やかに成長できるように配慮していただきたいとお願いして終わります。

長尾委員

私は、汚水処理についてお伺いしたいと思えます。本県の汚水処理につきましては、私が平成3年に議員になりました折には、当然まだ下水道係でございまして、本県の下水道の普及率は全国最下位ではなくて、下から第2位。和歌山が最下位だったんですが、その後和歌山に抜かれて最下位に落ちて、なかなかこれは変わらない。その後、下水道課ができて、当時の三木知事が流域下水道、これを打ち出して、当時はまだまだバブルと言いますか、財政も良かった時期だったと思えますが、しかしその後、財政は厳しくなり、なかなか公共下水道というのは進まない。ましてやその徳島市と吉野川市、当時は鴨島町ぐらいだけだったわけでありましてけれども、そういう状況の中で、逆に本県は合併浄化槽というもののほうがいいと。しかも人口は当時83万人、84万人ぐらいから、今やもう77万を切ると。今後さらにどんどん減っていくという中で、公共下水道は1世帯当たりの負担が大きい。しかしながら、浄化槽はその家がたとえなくなったとしても、そこだけで終わることから、浄化槽はいいと。3.11もしかり、中越地震もしかり、そういう災害時には下水道がいいと。ましてやその避難所になる所というのは、公共下水道だとやられてしまう場合があるというようなことで、この浄化槽に対する新たな視点が加えられてきていると。

そういう本県はなかなか公共下水道が進まない中で、市町村型の浄化槽、これが非常に大事だということで、10年前に三好、当時は三好郡山城町と三好郡井川町、山城町はPFI方式というものを行い、井川町は町直営でこの市町村型をやったと。これが10年たつわけでございますが、この間のその2町の市町村型の効果について、県はどのように思っているのか。それからもう一つは、10年たって一つ期限が切れるということになりますけれども、今後どうなっていくのか。お聞きをしたいと思います。

川端水・環境課長

まず1点目の市町村設置型浄化槽整備の実施についての効果という面につきましては、本県では先ほど委員もおっしゃいましたように、三好市旧井川町において、平成15年度から開始しておりまして、これは直接市町村が工事を発注する直営方式となっております。続いて、平成17年度に、同じく三好市におきまして、三好市の旧山城町でPFI方式を採

用し、事業を開始したところでございます。その後三好市が市町村合併した後におきましても、引き続き同じ形態で事業を継続しており、効果としては平成24年度末までで520基の浄化槽整備の実績がございました。特にPFI手法による市町村設置型を導入している旧山城町におきましては、導入前後と比較して、約2倍と飛躍的に整備率が向上しており、市町村設置型浄化槽整備の有効性が証明されたところと考えておるところでございます。したがって、本県の汚水処理の普及率の向上の大きな切り札になるものと考えておきまして、さらに全国的に見ても、PFI事業によるものであれば、地元企業が受注しており、あわせて地元企業の活性化につながるものと大いに期待しているところでございます。

それと、2点目の市町村設置型の導入市町村の予定ということでございますけれども、これまで市町村設置型浄化槽整備につきましては、市町村担当者に対する要請にとどまっておったわけでございますけれども、本年度より各市町村の首長さんに直接お会いしまして、PFI手法による整備推進案を経済効率面や汚水処理普及率の観点から具体的に形あるものとして、御提案させていただいたところでございます。

こうした中、徐々にではありますが、市町村設置型について関心を示していただく市町村や業界団体からも事業推進の機運の高まりが表れてきたことから、昨年9月に環境省本省からの職員の派遣や、先進県でもある愛媛県愛南町から担当者をお招きしまして、本県初の浄化槽フォーラムを開催したところであります。こうした取組の結果、三好市では旧山城町及び旧井川町で実施している市町村設置型浄化槽整備につきまして、三好市全域に拡大する調査費を平成26年度当初予算に計上しているところであります。さらに石井町では生活排水対策を重点的に推進するため、PFI手法による市町村設置型浄化槽整備の導入可能性調査を来年度に実施する予定でございます。また、これら以外の市町村につきましても、行政や議会から本事業の優位性について、改めて注目されておきまして、先進地視察を行うなど、具体的な検討を行っているところも複数あると聞いてございます。

今後におきましては、PFI手法による市町村設置型の浄化槽整備の推進を図るため、市町村の人為的なリソース不足の対処のための支援として、今年度末に策定するPFI導入マニュアルをはじめ、全国の優良事例の情報提供などに努め、あわせて合併処理合併浄化槽への転換が円滑に図られるよう、県民への普及啓発活動の強化などを通して公設公営の浄化槽整備が県下で普及されるよう、県としても様々な施策を展開してまいりたいと考えております。

長尾委員

課長の説明では、山城町のPFI方式というのは大変効果があったという見解なんだけれども、それならば、なぜこの10年間肝腎のその三好市内で井川と山城だけで、あとの旧町村がやらなかったのか。さらには全県下的にやらなかったのか。その原因は何と分析していますか。

川端水・環境課長

まず浄化槽の整備事業につきましては、個人設置型と市町村設置型浄化槽整備がでございます。個人設置の事業につきましては、個人申請によりその補助金を交付するというふうな形でございまして、市町村にとってはルーチンワークとして処理できるような形でござ

いますけれども、一方で市町村設置型浄化槽整備をする場合については、10年間の計画を立てて、市町村としてはそれを達成するための努力をしていかなければいけないということで、やはり人的、財政的な面から、ちゅうちょする市町村が多かったというふうに、私としては感じているところでございます。

長尾委員

正にそのとおりだと思いますよ。結局は財政的、さらには人的というところが市町村にはなかった。そういう中で、先ほど報告もあったように、昨年のフォーラムに田尾副部長も出てたし、私も。愛南町がPFI方式によって、一段と進んだ形の市町村型、正にあの浄化槽は公共下水道といったかなと同じような表現、いわゆる決して個人ではなくて、その市町村の下水道だという認識で捉えて、そのことが町民にも理解され、また町内の事業者も理解をして、それで飛躍的な取組が始まったと。それはその担当者が、どこかのフォーラムか何かに行き行って触発を受けたと。去年のフォーラムに参加した県内の町村の担当者も、その啓発を受けたと思うけれども、それでも啓発を受けても、やはり何といっても市町村にとっては財政的支援、それから人的支援、そういうものがないと、なかなか重い腰を上げない。いいものだと分かっているけど、そこがネックだと。10年間、結局はある意味進んでいない。

今年度、画期的な、いわゆる土木、環境、農林が一体となって水・環境課が設置をされて、正にその1年目で何をやるんだろうかと。まあ那賀町のような一括契約方式というものの取組や、それを更にもう一步工夫した取組という努力は十分認めてはいますし、さらに本格的な取組としては、やはり県がリードして、この市町村型の浄化槽、この実現、実施こそが、私はやはり水・環境課ができた大きなポイントではないかと、このように思うわけでございます。

そこで、その財政的な支援、人的な支援ということについて、どのように本県はしていくのか。財的な支援という意味においては、導入市町村に対して、その財政で支援をより見直して、上げていくと言うか、そういった計画はあるのかどうかお聞きをしたいと思います。

川端水・環境課長

まず、本県の浄化槽の設置状況から御説明いたしますと、本県の全浄化槽約18万3,000基ございまして、そのうちし尿のみを処理する単独浄化槽は12万8,000基と、約7割を占めてございます。このため、県としては短期間で設置でき、下水道と遜色なく水質改善効果の高い、多くのメリットを有する合併処理浄化槽への転換促進、特に面的に整備できる市町村設置型浄化槽整備を積極的に推進してきたところでございます。しかしながら、現下の非常に厳しい市町村財政から、新たな負担増となる公設公営、市町村設置型の導入にちゅうちょする市町村もございまして。こうしたことから、市町村財政の負担軽減をも考慮する観点から、市町村自らが主体となって浄化槽の計画的な面整備や維持管理を行う市町村設置型浄化槽整備の実施市町村に対しまして、平成26年度から平成28年度までの3カ年の間で着手した場合は、事業着手後3年間県単独補助金を現在の10パーセントから20パーセントへ倍増する新たな制度を予定しているところでございます。

こうした市町村に対する財政支援の拡充を行うことにより、後続市町村への事業誘因となることから、積極的なPRに努めるとともに、制度の理解や情報交換を行う市町村設置型浄化槽整備推進協議会を設置するなど、支援体制の充実を図り、本県の良質な水環境を早期に実現するための生活排水対策を着実に推進してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

長尾委員

今の答弁で、26年、27年、28年、3年間補助率を10パーセントから20パーセントに上げると。また市町村協議会をもつということは大変すばらしいことだと思います。しかし、そういう計画を立てたからには、この3年の間に先ほど三好市が全域的な取組、さらには石井町が検討しているというようなことで、御努力は認めますが、新たな3年間のこの財政支援を10パーセント上げるということについて、この効果を踏まえた上で、県としてはこの市町村型導入市町村をいくつぐらいやろうという目標を立てているんですか。

川端水・環境課長

我々としては、今、下水道の集合処理の計画のない、いわゆる浄化槽の整備区域といわれるような地域については、全ての市町村に対して、こうしたPFI方式による市町村設置型浄化槽整備をお願いするよう頻繁にお願いしているところでございます。その上にこうした財政的な支援を行うことによって、後続の市町村も続いてくるのではないかと考えているところでございます。あくまでも我々の目標としては、集合処理を行っていない市町村に対して、全ての市町村に対して強く働きかけをやっていきたいと考えております。

長尾委員

ぜひ今あった答弁は具体的な目標数のお話ありませんでしたが、少なくとも20パーセントにしたと、この3年間の中で水・環境課ができたあかしをぜひ示していただけるように。今日は土木部長がいないので、田尾副部長に改めてその決意をお聞きしておきたいと思えます。

田尾県土整備部副部長

長尾委員のほうから、浄化槽の整備、そして徳島のきれいな水を後世に伝えていくと、これが命題かと思いますが、そういう部分についての決意をとということでございました。来年度に向けての取組は、今議会にお諮りをさせていただいておるところでありまして、詳細につきましては、今課長のほうから御説明をさせていただきました。委員がおっしゃるとおり、市町村にとりましては、やっぱり財政的、そして人的なリソースの不足、そこを我々県がどういうふうにカバーしていくのかというところが、一つの大きなポイントになるかと思えます。

来年度に向けましては、今ほど申し上げましたような、これまで市町村設置型の補助金に対して、県が10分の1の補助だった、これを5分の1に増やすということをまずはやっております。こうした取組が、市町村にも十分御理解を頂けるように、そしてまた県民の

方が、徳島のきれいな水をずっと後世に伝えていこうというような意識を持てるように、我々も精一杯啓発に努めてまいりたいと考えております。今年度、公共下水道、それから合併浄化槽、漁業集落排水などが一元化されて、水・環境課が県土整備部の中にできました。今年は1年間、十分仕込みと申しますか、市町村に対して、我々こういう組織になったからということで、いろんなお願いあるいは支援といったものをしていきますからというように、御理解を求めてまいりました。正に、目に見える成果をこれから出していかなければならないというふうに思っておりますので、我々県土整備部を挙げて、市町村にも、そして県民の方にも理解を求めて、徳島の水を、きれいな水を後世に伝えていくようにしてまいりたいと考えております。

長尾委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。最後に、昨年やったフォーラムは、私は大変効果があったと思ひますので、県内市町村の担当者、できればそこに市町村長も参加をしてもらひ、かつまた県民にも幅広くこの市町村型の重要性を理解してもらへるような、そういうシンポナリを、また検討していただければ有り難いと、これは要望しておきたいと思ひます。以上です。

兎島委員長

他に質疑はございせんか。

（「なし」と言う者あり）

ありがとうございます。以上で質疑を終わらせていただきます。

この際、お諮りいたします。常任委員の任期は、本定例会の閉会日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により常任委員の任期に合わせて、閉会日に辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思ひますが、よろしゅうございせんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。長時間ありがとうございます。

本年度最後の委員会でございますので、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この一年間、終始熱心に御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことに、厚くお礼を申し上げたいと思ひます。おかげをもちまして、大過なく委員長、副委員長の重責を、全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力の賜物であると、心から感謝申し上げます。

また、福井県民環境部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたこと、深く感謝の意を表する次第でございます。私が今さら言うまでもないことでございますが、これからは、徳島県におきましても環境問題というものが一番重要な時期を迎えるわけでございます。この委員会で委員の方々から頂きました多大な御意見につきましても、これからの県の環境のために、皆さん方に県の立場として發揮していただきたいと思ひ次第でございます。

最後に、報道関係の皆さん方におきましても、熱心に御協力いただきまして、深く感謝を申し上げます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のために御活躍いただきますことを祈念いたしまして、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

福井県民環境部長

本日、出席いたしております理事者を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。ただいま、児島委員長さんから、御丁重なるお言葉を頂きまして、誠に恐縮いたしておる次第であります。

児島委員長さん、南副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、この一年間、予算案、条例案をはじめとして、環境対策関係の様々な案件につきまして、御審議、御指導を頂き、深く感謝申し上げます。

また、ただいまは、提出いたしました案件につきまして、御採決いただきまして、誠にありがとうございます。

頂きました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止め、今後の事務、事業の推進に生かしてまいりたいと考えております。なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方におかれましては、今後ますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

児島委員長

これもちまして、環境対策特別委員会を閉会いたします。（12時20分）